

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日決定）

における主要な取組について

（平成 24 年 7 月 20 日現在）

- 第 1 身近な犯罪に強い社会の構築 P. 4
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進 〈警察庁〉
 - 学校における防犯活動の推進 〈文部科学省〉
 - 子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進 〈内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省〉
 - 初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保 〈警察庁〉
 - 振り込め詐欺対策の強化 〈警察庁〉
 - 携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底 〈総務省〉
 - 生活経済事犯への対策の強化 〈内閣官房・警察庁・金融庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
 - 特定商取引法に基づく厳正な対処 〈消費者庁〉
 - 模倣品・海賊版対策の推進 〈内閣官房・外務省・文部科学省・経済産業省〉
 - 税関相互支援協定等の締結 〈財務省〉
 - 女性に対する暴力をなくす運動及び予防啓発の実施 〈内閣府〉
 - 配偶者暴力等被害者のための相談体制の充実 〈内閣府〉
 - 児童虐待防止対策の推進 〈文部科学省・厚生労働省〉
 - 児童ポルノ排除総合対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉
 - コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止 〈警察庁〉
 - 子ども女性安全対策班による活動の推進 〈警察庁〉
 - 第 2 次犯罪被害者等基本計画の策定 〈内閣府〉
 - 配偶者からの暴力被害等被害者支援に係る事業の実施 〈内閣府〉
- 第 2 犯罪者を生まない社会の構築 P. 7
- 非行少年を生まない社会づくりの推進 〈警察庁〉
 - 少年の規範意識の向上のための取組の推進 〈文部科学省〉
 - スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施 〈文部科学省〉
 - 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化 〈法務省〉
 - 行き場のない刑務所出所者等の住居確保・自立支援 〈法務省〉
 - 福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援 〈法務省・厚生労働省〉
 - 刑務所出所者等に対する就労支援の実施 〈法務省・厚生労働省〉
 - 自立更生のための各種施策の推進 〈法務省・厚生労働省〉
 - 再犯防止施策を総合的に推進するための枠組みの設置 〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
- 第 3 国際化への対応 P. 9
- 外国船舶航行法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 海上保安庁の執行権限等の充実強化 〈海上保安庁〉
 - 国際船舶・港湾保安法に基づく対応 〈海上保安庁〉
 - 社会悪物品等の密輸入の防止等 〈財務省〉

- 希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶 〈環境省〉
- 密輸・密航水際対策の徹底 〈海上保安庁〉
- 関税犯則に関する罰則水準の引上げ 〈財務省〉
- 新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施 〈法務省〉
- 出入国・在留手続に係る利便性の向上等 〈法務省〉
- 人身取引対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉
- 犯罪のグローバル化への対応 〈警察庁〉
- 諸外国との刑事共助条約等の締結及び刑事共助等の実施 〈警察庁・法務省・外務省〉

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 P. 12

- 企業活動からの暴力団排除の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省・防衛省〉
- 公共事業等からの暴力団排除の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省・防衛省〉
- 産業廃棄物処理業界からの暴力団排除の推進 〈警察庁・環境省〉
- 犯罪収益移転防止法改正によるマネー・ローンダリング等対策の強化 〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉
- 銃器対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・水産庁・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省〉
- 薬物乱用対策の推進 〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

第5 安全なサイバー空間の構築 P. 13

- インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有 〈内閣官房〉
- 子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進 〈文部科学省〉
- 違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施 〈内閣官房〉
- インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組 〈警察庁〉
- インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発 〈総務省〉
- サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進 〈警察庁〉
- サイバーセキュリティに係る各種対策の推進 〈警察庁〉
- 不正アクセス防止対策の推進 〈警察庁・総務省・経済産業省〉
- サイバー犯罪に適切に対処するための法整備等の推進 〈法務省〉
- コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備 〈経済産業省〉
- サイバー攻撃の予知・即応を可能とする技術の研究開発等 〈総務省〉

第6 テロの脅威等への対処 P. 15

- 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化 〈外務省〉
- 化学剤（化学兵器原料）等の管理 〈経済産業省〉
- テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化 〈内閣官房〉
- カウンターインテリジェンス機能の強化及びサイバーインテリジェンス対策 〈内閣官房〉
- 原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化 〈内閣官房・警察庁・文部科学省・経済産業省・海上保安庁・防衛省等〉
- 海上保安体制の整備 〈海上保安庁〉
- 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策の強化 〈警察庁〉

- 物流セキュリティの強化 〈外務省・財務省・国土交通省〉
- 貨物検査法に基づく対応 〈海上保安庁〉
- 海賊対策の強化 〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉
- 海賊対策に係る国際協力の推進 〈外務省・海上保安庁〉
- 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応 〈内閣官房〉

第7 治安再生のための基盤整備 P. 19

- 地方警察官等の増員 〈警察庁〉
- 海上保安庁職員の増員 〈海上保安庁〉
- 安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムの実施 〈文部科学省〉
- DNA型鑑定体制の強化 〈警察庁〉
- 初動捜査の高度化・科学化 〈警察庁〉
- 捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究 〈警察庁〉
- 死因究明体制の強化 〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉

第1 身近な犯罪に強い社会の構築

【犯罪の起きにくい社会づくりの推進】〈警察庁〉

平成22年4月以降、「犯罪の起きにくい社会づくり」として、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供等するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」の取組や、万引き防止に向けた総合的な対策の強化等の「社会の規範意識の向上と絆の強化」のための取組を推進している。同年11月には、同取組を加速化するため、関係機関・団体等と共に「犯罪の起きにくい社会づくり官民合同会議」を開催し、今後、協働して同取組を推進していく旨の共同宣言を行った。

また、各都道府県における警察と業界団体との連携を後押しするため、警察庁と業界の中央団体との間で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。

このほか、現役世代が自主防犯活動へ参加しやすい環境づくり支援、街頭防犯カメラ整備パイロット事業等を推進した。（第1-1-①及び③、第1-2-①、第2-1-①）

【学校における防犯活動の推進】〈文部科学省〉

地域社会全体で子どもの安全を見守る体制を整備するとともに、子ども自身に危険を予測・回避する能力を習得させるための教職員等を対象とした講習会を実施するなど、学校安全の取組を推進している。（第1-2-④）

【子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進】〈内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省〉

平成21年1月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係府省庁や民間団体が互いに連携を深め、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択した。

また、22年7月、同宣言に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定した。

さらに、23年2月、子どもを見守り育てる「新しい公共」研究フォーラムを開催し、地域においてどのように子どもを見守り育てるネットワークをつくるかについて、様々な実践事例の紹介や検討を行った。

また、同年6月から、同会議の構成員の発意に基づき、テーマ別の検討を実施している。（第1-2-⑤）

【初動警察刷新強化による迅速かつ的確な警察活動の確保】〈警察庁〉

人材育成を始めとする警察通信指令の強化、現場警察官の事案対応力の強化等により、重大な事件や事故の発生に即応した迅速かつ的確な初動警察活動の推進を図っている。（第1-2-⑦）

【振り込め詐欺対策の強化】〈警察庁〉

平成23年度において、「振り込め詐欺対策官」を「特殊詐欺対策室」に改組し、従来の振り込め詐欺に加え、未公開株等の取引を装うなどして振り込め詐欺と同様に匿名性・非対面性を担保して敢行される詐欺等に対しても徹底した対策を講じる体制を整備した。

また、凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの情報提供及び偽変造の疑いのある運転免許

証が提示された場合における携帯電話事業者からの情報提供によって、不正口座の開設及び携帯電話の不正契約の防止並びに検挙の推進を図る枠組みを構築し、効果的に運用している。

さらに、「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」の設定や「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」の開催等によって、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進している。（第1-3-①から⑤まで）

【携帯電話不正利用防止法に基づく指導・監督の徹底】〈総務省〉

携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯音声通信事業者等への指導・監督を徹底し、同法に基づく正しい本人確認が行われるよう監督している。（第1-3-③及び⑤）

【生活経済事犯への対策の強化】〈内閣官房・警察庁・金融庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

平成20年12月、「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策を検討するため、犯罪対策閣僚会議の下に「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」が設置された。

21年6月、消費生活侵害事犯対策ワーキングチームの検討結果を取りまとめたほか、22年6月には「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」を、23年6月には「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を、それぞれ申し合わせ、同検討結果等を受けた対策を推進している。（第1-4-①から⑤まで）

【特定商取引法に基づく厳正な対処】〈消費者庁〉

特定商取引法について、消費者庁が、権限委任・指揮監督下にある経済産業局と密な連携の下、執行を一元的に実施しており、平成22年3月に閣議決定された「消費者基本計画」に基づき、引き続き厳正に対処している。（第1-4-③）

【模倣品・海賊版対策の推進】〈内閣官房・外務省・文部科学省・経済産業省〉

増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効果的に対処するための知的財産権の執行に係る高いレベルの新たな国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」について、平成23年10月、全交渉参加国の出席を得た上で、東京において署名式を開催し、我が国を含む8か国が同協定への署名を行い、24年1月、欧州連合（EU）及びEU加盟22か国が署名を行った。また、同年4月、政府は、締結のための国会承認を得るべく、同協定を国会に提出した。今後は、早期締結・発効に向けた作業を進めるとともに、アジア地域を始めとする諸外国に対して参加を促していくこととしている。

さらに、22年5月に策定した「知的財産推進計画2010」及び23年6月に策定した「知的財産推進計画2011」に基づき、アクセスコントロール回避規制の強化等を行うため、同年3月には関税法を、同年5月には不正競争防止法を、24年6月には著作権法を、それぞれ改正した。同年5月、「知的財産推進計画2012」を策定し、外国市場対策の強化、取締りの強化、インターネット上での対策の強化、国民啓発活動等、引き続き、関係省庁が一体となって模倣品・海賊版対策を推進している。

また、中国に対しては、23年11月の北京及び同年12月の広州への「知的財産保護官民合同訪中代表団（実務ミッション）」の派遣や同年10月の神戸における「日中知的財産権ワーキング・グループ」等の政府間対話を通じて、模倣品・海賊版対策の強化を要請するとともに、知的財産権保護

に関する幅広い議題について中国政府と意見交換を継続的に実施している。(第1-4-⑤)

【税関相互支援協定等の締結】〈財務省〉

水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めており、これまでに締結された24か国・地域に加え、スペイン、ドイツ及びブラジルと、それぞれ税関相互支援協定の締結に向けて交渉を開始している。(第1-4-⑤、第3-1-③)

【女性に対する暴力をなくす運動及び予防啓発の実施】〈内閣府〉

毎年11月12日から同月25日までの間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて、ポスター及びリーフレットの作成、キャンペーンの実施等の広報啓発活動を展開している。

また、平成23年度において、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材等を用いた指導者研修を8回開催した。(第1-5-①)

【配偶者暴力等被害者のための相談体制の充実】〈内閣府〉

配偶者からの暴力の被害者を相談機関につなぎ、支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルによる相談窓口の案内サービス及び案内された窓口に電話をつないで直接相談できる転送サービスを実施している。

また、平成23年2月8日から同年3月27日までの間、22年度補正予算による配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業として「パープルダイヤル - 性暴力・DV相談電話 -」を開設し、24時間無料の電話相談を緊急かつ集中的に実施した。(第1-5-①、第1-7-④)

【児童虐待防止対策の推進】〈文部科学省・厚生労働省〉

平成22年3月、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、児童虐待防止のための取組の一層の推進を図った。

また、23年3月、同指針に基づく市町村の取組状況の調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会、都道府県児童福祉主管部等に対し、教育機関と福祉機関の一層の連携を図ること等について通知した。(第1-5-②)

【児童ポルノ排除総合対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省〉

平成21年12月、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が設置された。

22年7月に策定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、国民、事業者、関係団体等と連携の下、各府省庁において、児童ポルノの排除に向けた国民運動、被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策及び被害児童の早期発見・支援活動を推進するとともに、取締りの強化、諸外国における児童ポルノ対策の調査等を行うなど、児童ポルノの排除に向けた取組を推進している。

内閣府では、23年11月、関係団体等で構成される第2回「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催するとともに、公開シンポジウムを開催するなど、児童ポルノ排除に向けた国民運動を推進している。

警察庁では、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な事犯に対する全国警察を挙げた取締りの強

化を図るとともに、同年4月に児童ポルノのブロッキングが開始されたことに伴い、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して情報提供を行うなど児童ポルノのブロッキングに対する協力を推進している。

総務省では、同年7月、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うため、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を開始した。（第1-5-③）

【コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止】〈警察庁〉

児童の携帯電話に係るフィルタリングの利用率が低率にとどまっている一方で、ゲームサイトやSNSサイトを始めとするコミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の9割以上がフィルタリングに加入していない携帯電話からのサイト接続であった実態等を踏まえ、関係機関等と連携の上、携帯電話事業者に対する指導・要請、保護者に対する啓発活動や「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」を踏まえた携帯電話販売代理店等に対する要請等フィルタリングの普及徹底を目指した取組を始め、コミュニティサイトの利用に起因する児童の犯罪被害の防止対策を推進している。なお、平成22年12月及び23年7月から同年8月までの間、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、同年2月及び同年10月、その結果を公表した。また、同年2月から同年4月までの間、都道府県警察を通じて保護者を対象とした児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査を行い、同年8月、その結果を公表した。（第1-5-④、第5-1-②及び③）

【子ども女性安全対策班による活動の推進】〈警察庁〉

性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講じる活動に専従する「子ども女性安全対策班」を全国の警察本部に設置し、従来の検挙活動や防犯活動に加え、先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。（第1-5-⑤）

【第2次犯罪被害者等基本計画の策定】〈内閣府〉

平成23年3月、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定された。（第1-7-①から④まで）

【配偶者からの暴力被害等被害者支援に係る事業の実施】〈内閣府〉

平成22年度において、配偶者からの暴力の被害者の自立を支援するため、地域へ定着し、生活基盤を安定させていくことができるような総合的な支援プログラムを作成・試行し、23年度において、「配偶者からの暴力の被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成し、都道府県及び市町村に配布した。

また、同年度において、男女共同参画センターの相談員等への性暴力被害者支援に関する研修を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」に係る経費（11百万円）を措置した。（第1-7-④）

第2 犯罪者を生まない社会の構築

【非行少年を生まない社会づくりの推進】〈警察庁〉

最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下や少年が孤立して疎外感を抱いているという現状があり、その解決に社会全体で取り組む必要がある。このため、問題を抱えた個々の少年に対して警察職員が継続的に連絡するなど積極的に手を差し伸べ、様々な体験活動等を通じて地域社会との絆の強化を図ること等により、その立ち直りを支援するとともに、ボランティア等の協力を得て積極的な声掛け・挨拶運動等を行うことにより、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを強力に推進している。（第2-1-①から④まで及び⑨）

【少年の規範意識の向上のための取組の推進】〈文部科学省〉

平成 23 年度において、少年の規範意識等を育むなど、地域に根ざした道德教育の推進に係る経費（道德教育総合支援事業費 631 百万円の内数）を措置した。

また、全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者を対象とした講習会を実施するとともに、23 年 9 月には、薬物乱用防止教育シンポジウムを開催した。

さらに、24 年 3 月には、全ての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新一年生に啓発用パンフレットを配布するとともに、全ての大学、短大、大学院大学及び専門学校に啓発用ポスターを配布した。（第2-1-①、第4-4-③）

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業の実施】〈文部科学省〉

いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。（第2-1-②）

【矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化】〈法務省〉

平成 22 年度から、刑務所出所者等の再犯防止のため、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化を図っている。なお、少年院及び少年鑑別所については、22 年 12 月に提出された「少年矯正を考える有識者会議提言」に沿った矯正教育・鑑別の充実等に着手している。（第2-2-①）

【行き場のない刑務所出所者等の住居確保・自立支援】〈法務省〉

平成 23 年度から、行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、「緊急的住居確保・自立支援対策」として、更生保護施設以外に宿泊場所を保有する NPO 法人、社会福祉法人等に対して、宿泊場所及び食事の提供並びに毎日の自立準備支援の委託を行っている。（第2-2-②）

【福祉による支援が必要な刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援】〈法務省・厚生労働省〉

法務省では、平成 21 年度において、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設及び保護観察所に対して指示するとともに、全国 57 の更生保護施設を直ちに帰住先が確保できない場合の一時受入施設として指定した。

厚生労働省では、同年度から、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに

福祉サービスを利用することができるようにするため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」の設置を支援している。（第2-2-②及び③）

【刑務所出所者等に対する就労支援の実施】〈法務省・厚生労働省〉

関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。

また、平成23年度から、刑務所出所者等の就労先を確保し、社会復帰を支援するため、「更生保護就労支援モデル事業」として、全国3か所で民間事業者に委託して、民間のノウハウをいかした継続的かつきめ細やかな就労支援・雇用基盤の整備等を行ったところ、24年度からは同事業を拡大して全国6か所で実施している。（第2-2-④及び⑤）

【自立更生のための各種施策の推進】〈法務省・厚生労働省〉

刑務所出所者等のうち、親族等の受入先がなく、就労先もない者の社会復帰を支援するため、平成19年度に沼田町就業支援センター、21年度に茨城就業支援センター及び北九州自立更生促進センター、22年度に福島自立更生促進センターの運営を開始した。

また、自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等を実施している。（第2-2-⑥）

【再犯防止施策を総合的に推進するための枠組みの設置】〈内閣官房・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

平成22年12月、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置された。

23年7月、同ワーキングチームにおいて、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を取りまとめた。（第2-2-⑦）

第3 国際化への対応

【外国船舶航行法に基づく対応】〈海上保安庁〉

領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づき、外国船舶の正当な理由のない停留、はいかい等を禁止するとともに、不審な航行をしている外国船舶に対しては、立入検査や退去命令を実施している。（第3-1-①）

【海上保安庁の執行権限等の充実強化】〈海上保安庁〉

我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の遠方離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとするなどの改正を内容とする「海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回国会へ提出した。（第3-1-②）

【国際船舶・港湾保安法に基づく対応】〈海上保安庁〉

改正SOLAS条約に基づく国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき、我が国に入港しようとする外航船舶から事前の入港通報を受け、テロのおそれがある船舶に対して、必要に応じて立入検査等を実施している。（第3-1-②）

【社会悪物品等の密輸入の防止等】〈財務省〉

X線検査装置及び監視カメラ等を配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬等を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。

また、効果的かつ効率的な密輸取締りのため、税関が入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充することを内容とする関税法の一部改正を行い、平成23年10月、施行された。（第3-1-③）

【希少野生動植物種に関する違法取引等の根絶】〈環境省〉

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査及びインターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて業者等を指導するとともに、違法取引等の根絶に向けた普及啓発パンフレットを作成・配布している。

また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。（第3-1-③）

【密輸・密航水際対策の徹底】〈海上保安庁〉

薬物・銃器の密輸対策や船舶を利用した密航対策のため、巡視船艇及び航空機による監視・警戒等水際取締体制の強化や、関連情報の収集・分析体制及び機動的な広域捜査体制の強化を図るとともに、外国船舶に対する合同立入検査・監視及び関連情報の交換等、関係機関との連携を強化しているほか、118番通報の呼び掛けにより官民一体となった地域ぐるみの協力体制の構築を図っている。

また、国際連携を強化するため、アジア圏内の薬物取締機関及び海上保安機関との薬物情勢や取締体制の現状に係る情報交換を定期的実施しているほか、23年3月及び同年9月には、日本、ロシア、韓国、カナダ、米国及び中国の6か国の海上保安機関による「北太平洋海上保安フォーラム専門家会合」及び「北太平洋海上保安フォーラムサミット」に参加し、北太平洋地域における海外取締機関との協力を推進している。

さらに、21年10月、不法出入国の行われる可能性が高い海岸線を有する海上保安部署に不法出入国取締官5人を配置した。（第3-1-③、第3-2-⑥、第4-3-③、第4-4-①及び④）

【関税犯則に関する罰則水準の引上げ】〈財務省〉

社会悪物品等の不正流入を抑止するため、関税脱税罪、禁止品輸出入罪等に係る罰則水準の引上げを内容とする関税法の一部改正を行い、平成22年4月、施行された。（第3-1-⑥）

【新たな在留管理制度の創設及び円滑かつ厳格な出入国審査の実施】〈法務省〉

平成21年7月に公布された改正出入国管理及び難民認定法により、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな制度を創設するとともに、適法に在留する外国人の利便性を向上

させる措置を講ずることとした（24年7月9日に施行）。

また、円滑かつ厳格な入国審査を実施するため、APIS等により得られた情報を活用するとともに、必要な増員及び予算を措置した。（第3-2-①及び②）

【出入国・在留手続に係る利便性の向上等】〈法務省〉

平成21年7月に公布された改正出入国管理及び難民認定法により、在留期間の上限を伸長するとともに、一定の要件を満たす外国人が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可の手続を不要とした（24年7月9日に施行）。

また、21年度において、地方公共団体と連携し、外国人住民に対する入国・在留手続、生活相談及び情報提供を一つの窓口で行うワンストップ型の総合相談窓口を開設した。（第3-3-①及び②）

【人身取引対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉

平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進するとともに、人身取引対策に係る国際的取組へ参画すべく、国際的な支援を実施している。

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、22年6月には「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を、23年7月には「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を、それぞれ申し合わせた。（第3-4-④）

【犯罪のグローバル化への対応】〈警察庁〉

平成22年2月、犯罪のグローバル化に的確に対応するため、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、国際犯罪組織に係る情報の収集・共有・分析能力の強化、国内関係機関との連携、外国捜査機関とのグローバルな国際協力体制の構築等を推進している。（第3-4-⑤）

【諸外国との刑事共助条約等の締結及び刑事共助等の実施】〈警察庁・法務省・外務省〉

平成22年7月、日・タイ受刑者移送条約（19年11月締結交渉開始、21年7月署名）の批准書を交換し、22年8月28日に同条約は発効した。

また、同年11月、日・露刑事共助条約（18年12月締結交渉開始、21年5月署名）の批准書を交換し、23年2月11日に同条約は発効した。

さらに、22年12月、日・EU刑事共助協定（21年4月締結交渉開始、EU側については同年11月署名、日本側については同年12月署名）について効力発生のための外交上の公文を交換し、23年1月2日に同協定は発効した。

このほか、20年11月23日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。

また、21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉を早期に開始することで一致し、22年2月には、日中犯罪人引渡条約の締結交渉を、同年6月には、日中受刑者移送条約の締結交渉を、それぞれ開始した。日中受刑者移送条約については、23年11月に締結交渉第2回会合を実施した。（第3-4-⑦）

第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

【企業活動からの暴力団排除の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省・防衛省〉

平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「企業活動からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して企業活動からの暴力団排除を推進している。

銀行業界では、23年6月、一般社団法人全国銀行協会において、警察庁及び金融庁を交えた検討を踏まえ、融資取引・当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例について、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者等」を排除対象に追加する改正を行い、会員の銀行に示して各銀行における暴力団排除条項の改訂を求めた。

生命保険業界では、同月、社団法人生命保険協会において、警察庁及び金融庁を交えた検討を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定し、会員に示した。

建設業界では、22年4月、旧社団法人日本建設業団体連合会において、警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、暴力団排除条項の参考例を示すなどして、建設工事請負契約からの反社会的勢力の排除を会員に通知した。また、同年5月、一般社団法人全国建設業協会において、警察庁からの暴力団排除条項の導入と警察との連携強化についての要請に基づき、暴力団排除条項の導入等を各都道府県建設業協会に要請した。さらに、23年5月、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会において、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に新たに暴力団排除条項を盛り込む改正を行った。加えて、同年7月、一般社団法人全国建設業協会において、元請・下請間、下請・再下請間において用いられている標準的な工事下請基本契約書等に暴力団排除条項を盛り込んだ。

不動産業界では、同年10月までに、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、社団法人全日本不動産協会、一般社団法人不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会及び一般社団法人日本住宅建設産業協会において、警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、不動産売買等における契約書に盛り込むべき暴力団排除条項のモデルを策定し、会員の宅地建物取引業者に示してその導入を求めた。また、同年9月、警察庁、国土交通省、不動産関係団体等で構成される「不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会」を設置し、同年10月、同連絡会において「不動産取引における暴力団等反社会的勢力排除の5原則」を採択した。

ホテル・旅館業界では、同年9月、観光庁において、警察庁との検討を踏まえ、モデル宿泊約款について、暴力団排除条項を加える改正を行い、関係業界団体等を通じて、各ホテル・旅館に通知した。（第4-1-③）

【公共事業等からの暴力団排除の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省・防衛省〉

平成21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」を取りまとめ、関係行政機関が連携して公共事業等からの暴力団排除を推進している。

国土交通省に設置された中央建設業審議会では、22年7月、契約の相手方が暴力団等である場合等における解除権の規定の新設を含む公共工事標準請負契約約款の改正を行い、関係機関に対して

実施を勧告した。これを受けて、国土交通省を始め各省庁の直轄工事等において、改正約款に基づく標準契約書の導入を行っている。

また、23年8月、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」が閣議決定され、警察との協定締結による暴力団排除条項の整備・活用、通報報告の徹底等を推進している。（第4-1-③及び⑤）

【産業廃棄物処理業界からの暴力団排除の推進】〈警察庁・環境省〉

産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象に、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及啓発及び現場対応能力の向上を図るため、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講演会を開催している。（第4-1-③及び⑤、第4-5-②）

【犯罪収益移転防止法改正によるマネー・ローンダリング等対策の強化】〈警察庁・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省〉

マネー・ローンダリング等対策の強化のため、FATF相互審査における指摘等を踏まえて、特定事業者の追加、取引時の確認事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案」を第177回国会へ提出し、平成23年4月に成立した。（第4-2-⑤）

【銃器対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・水産庁・経済産業省・国土交通省・海上保安庁・環境省〉

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において策定した「平成24年度銃器対策推進計画」に基づく諸対策を推進している。（第4-3-①から⑥まで）

【薬物乱用対策の推進】〈内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・海上保安庁〉

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「薬物乱用対策推進会議」において策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に基づく諸対策を推進している。（第4-4-①から④まで）

第5 安全なサイバー空間の構築

【インターネット上の違法・有害情報対策に係る官民を横断した情報共有】〈内閣官房〉

インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、政府、事業者、関係団体等に対して情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図っている。（第5-1-①）

【子どもの携帯電話をめぐる問題に関する取組の推進】〈文部科学省〉

平成21年2月及び22年2月、携帯電話のインターネット利用に際しての留意点や家庭におけるルールづくり等に関する啓発資料を作成・配布するとともに、23年度から、有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6か所で保護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催しているほか、24年度においては、スマートフォン等の新たな機器への対応方法等について

青少年自身が研修・発信を行う「青少年安心ネット・ワークショップ」を実施している。

また、22年度から、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題を整理するとともに、効果的な実施の在り方について調査研究を実施している。（第5-1-②及び③、第5-2-②）

【違法・有害情報対策ポータルサイトを通じた情報提供の実施】〈内閣官房〉

「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施している。（第5-1-③）

【インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組】〈警察庁〉

平成20年10月から、出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ画像等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務（サイバーパトロール）を外委託している。

また、インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報について効率的な捜査を推進するため、新たに全国協働捜査方式を構築し、違法情報については23年7月から、有害情報については24年4月から、それぞれ本格実施している。（第5-2-①、第5-3-①）

【インターネット上の違法・有害情報の検出技術の研究開発】〈総務省〉

平成21年度から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発のための予算措置を行い、独立行政法人情報通信研究機構において民間による活動を支援している。（第5-2-④）

【サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進】〈警察庁〉

平成23年10月、サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化を促進するため、「サイバー空間の脅威に対する総合対策推進要綱」を制定し、部門を超えた対応により警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進している。具体的には、サイバーテロの未然防止及び被害拡大防止のため、重要インフラ事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会の開催等を通じて、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換を行っているほか、重要インフラ事業者等とサイバーテロの発生を想定した共同訓練を実施するなど、官民連携した諸対策を推進している。

また、「G8／ローマ・リヨングループ」に置かれたハイテク犯罪サブグループに参加しているほか、22年9月及び23年7月に発生した警察庁のウェブサーバに対するサイバー攻撃事案について、ICPOを通じ、海外の捜査機関へ捜査協力要請を実施するとともに、同年3月に発生した韓国に対するサイバー攻撃事案について、韓国警察庁からの捜査協力要請を受けて捜査を実施するなど、国際連携の強化に努めている。

さらに、同年8月、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間で「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を確立し、警察においてサイバー攻撃に関する情報を集約・分析の上、事業者等に対する注意喚起を行うなど、サイバーインテリジェンス対策の強化に努めている。

（第5-3-①及び③、第6-6-①）

【サイバーセキュリティに係る各種対策の推進】〈警察庁〉

サイバーセキュリティをめぐる数多くの困難な問題に対して戦略的かつ全庁的な対応を強化する

ため、平成 24 年 7 月、警察庁の長官官房審議官に新たにサイバーセキュリティ戦略を担当させることとした。警察では、同審議官の下、技術部門を含む組織横断的な体制を構築し、国民生活を脅かすサイバー犯罪への対処能力の向上、国の重要な情報やシステムを標的としたサイバー攻撃への対処能力の向上、国際連携の強化及び情報通信技術の高度化や法改正を踏まえた解析体制・執行力の確保に関する施策を重点的に検討・推進している。（第 5-3-①及び③、第 6-6-①及び②）

【不正アクセス防止対策の推進】〈警察庁・総務省・経済産業省〉

社会全体で不正アクセス防止対策の推進について検討するため、平成 23 年 6 月、警察庁、総務省、経済産業省、企業・団体等で構成される「不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」を設置し、同年 12 月、検討結果を「不正アクセス防止対策に関する行動計画」として取りまとめた。

また、フィッシング行為や他人の識別符号の不正取得・保管の禁止等を内容とする「不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 180 回国会へ提出し、24 年 3 月に成立し、同年 5 月に施行された。（第 5-3-①、③、④及び⑤）

【サイバー犯罪に適切に対処するための法整備等の推進】〈法務省〉

情報技術分野の急速な発達に伴い急増したサイバー犯罪に適切に対処するとともに、平成 16 年 7 月に発効したサイバー犯罪に関する条約を締結するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第 177 回国会へ提出し、23 年 6 月に成立した。同法律のうち、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等の罪の新設等、罰則の整備に係る部分は同年 7 月に施行され、手続法部分は 24 年 6 月に施行された。（第 5-3-②）

【コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備】〈経済産業省〉

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を行っている。

また、サイバー攻撃の未然防止と被害拡大防止のため、重要インフラ等に利用されている機器の製造業者等を中心としたサイバー情報共有イニシアティブが発足し、情報共有が円滑になされるような体制の検討を実施している。（第 5-3-④）

【サイバー攻撃の予知・即応を可能とする技術の研究開発等】〈総務省〉

平成 23 年度から、国内外のインターネットサービスプロバイダ、大学等の協力により、サイバー攻撃、マルウェア等に関する情報を収集するネットワークを国際的に構築し、諸外国と連携してサイバー攻撃を予知し、即応を可能とする技術等の研究開発及び実証に取り組んでいる。（第 5-3-⑤）

第 6 テロの脅威等への対処

【国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化】〈外務省〉

国際連合、GCTF、G8等の多国間枠組み、日・ASEAN、ARF等の地域フォーラム、二

国間のテロ対策協議等を活用し、国際的なテロ撲滅のための取組に貢献している。

また、ODAを戦略的に活用し、途上国のテロ対処能力向上のための支援を実施しており、これまでに、マレーシア、ベトナム、ウズベキスタン、インドネシア等に対し、出入国管理、海上・港湾・航空保安等の向上のための資機材を供与している。最近では、平成23年に、キルギスに対し、出入国管理システム近代化計画として、主要な国境拠点の出入国管理情報システム整備用機材や研修用機材（131百万円）を供与（紛争予防・平和構築無償資金協力）したほか、24年5月に、ヨルダンに対し、イラクとの国境通行所に、旅客や貨物の検査強化を目的として、X線検査機材3台及び旅客用金属探知機2台の整備並びにX線検査用建屋の建設のための資金（542百万円）を供与（テロ対策等治安無償資金協力）した。

また、21年11月に公表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づき、同年1月から24年3月までの間には、アフガニスタンに対し、治安能力の向上等の分野における支援（248,942百万円）を、21年4月から24年5月までの間には、パキスタンに対し、アフガニスタン国境地域の安定やテロの温床となっている貧困削減の分野を含めた支援（107,353百万円）を、それぞれ実施した。（第6-1-③）

【化学剤（化学兵器原料）等の管理】〈経済産業省〉

化学剤（化学兵器原料）については、化学兵器禁止法の規制に基づく厳格な許可制の運用、全許可事業者への立入検査等を実施するとともに、平成24年3月には、全許可事業者等に対し、厳格な保管管理の徹底及びテロ行為の未然防止のための通知を発出した。

また、病原性微生物及び毒素については、経済産業省所管団体及びその会員企業等に対し、保有状況及び管理状況に関する調査を実施するとともに、適切な管理を要請している。

さらに、平成23年度において、従来の化学兵器禁止法の規制に係る取組のほか、事業者におけるテロ対策への取組の促進等も含めた調査費（31百万円）を措置した。（第6-3-①）

【テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化】〈内閣官房〉

平成20年度において、内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内で情報をより効果的に活用する体制を強化した。内閣情報会議は、引き続き原則として年2回開催しており、その結果を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施している。

また、同年度に設置された内閣情報分析官が、各省庁から提供される情報等、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行い、官邸幹部及び関係省庁に高度の分析結果を報告している。（第6-4-①）

【カウンターインテリジェンス機能の強化及びサイバーインテリジェンス対策】〈内閣官房〉

我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に提供している。また、政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、サイバー空間におけるカウンター・インテリジェンスに関する情報の収集・共有に係る取組を強化している。

さらに、特別に秘匿すべき情報について特別な管理を行うため、各省庁において特別管理秘密制

度を運用しており、内閣官房がその状況について把握を行っている。

加えて、各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、教材を作成し、各省庁に配布している。（第6-4-②、第6-6-①）

【原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化】〈内閣官房・警察庁・文部科学省・経済産業省・海上保安庁・防衛省等〉

警察では、全国の原子力関連施設に各種装備資機材を保有した銃器対策部隊を配置し、24時間体制での警戒警備を実施しており、海上保安庁では、全国の原子力関連施設の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機により監視警戒を実施している。また、文部科学省及び経済産業省では、警察及び海上保安庁と連携し、原子力事業者等に対して、核物質防護措置に係る検査を実施し、自主警戒警備体制の強化を図っている。

関係行政機関においては、現下の厳しいテロ情勢、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ、対処能力の強化を図るとともに、平成23年11月14日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部で決定された「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」に基づき、緊密に連携し、テロ関連情報の収集及び分析能力の強化に配慮するとともに、防護措置の強化及び内部脅威対策の強化を柱とするテロの未然防止対策を強力に推進している。（第6-5-①）

【海上保安体制の整備】〈海上保安庁〉

平成24年度において、海上警察権の強化に対応した海上保安体制の整備のため、巡視船艇19隻（うち継続19隻）及び航空機18機（うち継続15機）等の整備に係る経費（28,277百万円）を措置した。

また、遠方海域・重大事案等への対応体制を強化するため、平成25年秋頃を目途に、しきしま級巡視船及びその搭載機（2機）の整備を進めている。（第6-5-③、第7-1-⑧）

【大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策の強化】〈警察庁〉

平成22年4月及び24年3月に核セキュリティサミットが開催されるなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、警察では、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件の取締りを更に強化するとともに、国際的な安全保障構想（PSI）にも積極的に取り組んでいる。

また、22年5月28日の閣議において、対北朝鮮措置の執行に当たり、第三国を経由した迂回輸出入等を防ぐため、関係省庁間の連携を一層緊密にし、更に厳格な対応を行うこととされたことを受け、警察では、対北朝鮮措置関連事件について、更なる取締りの徹底を図っている。

さらに、23年度において、警察庁に「不正輸出対策官」を新設し、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に関する情報収集・取締りの強化に努めている。（第6-7-①）

【物流セキュリティの強化】〈外務省・財務省・国土交通省〉

平成21年3月から24年3月までの間、米国政府と協力し、横浜港南本牧ふ頭において、放射線検知施設を設置し、コンテナ内の核物質その他放射線物質の監視を行う「メガポート・イニシアティブ」のパイロット・プロジェクトを実施した。（第6-7-①）

【貨物検査法に基づく対応】〈海上保安庁〉

平成 22 年 7 月、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、実動訓練を実施するなど、同法による措置の実効性の確保に努めている。（第 6－7－①）

【海賊対策の強化】〈内閣官房・国土交通省・海上保安庁・防衛省〉

防衛省では、平成 21 年 3 月、海上警備行動を発令し、同月にはアデン湾に護衛艦 2 隻を、同年 5 月には固定翼哨戒機 P－3C 2 機を、それぞれ派遣した。また、同年 7 月、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律が施行されたことに伴い、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続き P－3C による警戒監視活動等を実施している。

国土交通省では、自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。

海上保安庁では、上記護衛艦に、海賊行為発生時の犯人の逮捕、取調べ等の司法警察業務を担当するため、海上保安官 8 人を同乗させている。23 年 3 月には、日本関係船舶を襲撃した海賊を同法に基づき逮捕し、本邦への護送等司法警察業務を実施した。（第 6－7－②）

【海賊対策に係る国際協力の推進】〈外務省・海上保安庁〉

外務省では、ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関の能力向上支援として、平成 21 年度及び 22 年度補正予算で国際海事機関（IMO）に 1,460 万ドルを、ソマリア海賊訴追強化のための国際信託基金に 350 万ドルを、それぞれ拠出したほか、ソマリアの安定化に向けて、19 年以降、治安向上のために 4,600 万ドル（警察支援等）、人道支援・インフラ整備のために 1 億 8,310 万ドル（食料、水・衛生、基礎インフラ整備地等）の支援を実施している。

海上保安庁では、ソマリア沖海賊対策として、23 年 3 月には IMO 等と協力して海上法執行能力向上ワークショップを、同年 10 月から同年 11 月までの間には JICA と協力して海上犯罪取締り研修を、同月には海上法執行能力向上のための高級実務者会合を、それぞれソマリア周辺沿岸国海上保安機関職員を招へいして実施した。また、22 年 4 月から、IMO が主導する当該周辺国への支援のためのプロジェクトへ職員を派遣している。さらに、23 年 2 月及び 24 年 2 月には、ジブチに航空機を派遣し、同国機関と連携して海賊護送訓練を実施した。同年 1 月には、日印海上保安機関長官級会合において、インド近海で日本関係船舶が海賊に襲撃された場合にインド沿岸警備隊に救助要請を行うための窓口を明確化するとともに、海賊対策の訓練を行うなど、連携強化の具体策について合意した。また、東南アジア周辺海域における海賊対策として、関係国の海上法執行能力向上等のため、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに JICA 専門家を派遣しているほか、定期的に巡視船及び航空機を派遣して、連携訓練や乗船研修等を行っている。

さらに、外務省及び海上保安庁では、相互に連携の上、ソマリア周辺海域沿岸国の海上取締能力の向上やソマリアの安定化に向けた国際的な取組を強化する観点から、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合を始めとする国際会議に積極的に参加し、我が国の取組が国際社会に周知されるよう努めるなど多層的な取組を推進している。（第 6－7－②）

【北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応】〈内閣官房〉

平成 21 年 10 月、拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、

内閣に「拉致問題対策本部」が設置された。

拉致問題対策本部会合は、これまで6回開催され、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向け、政府一丸となった取組を推進している。22年11月に開催された第4回本部会合においては、特に生存者の即時帰国、真相究明に取り組むこととした上で、8項目にわたる本部長指示が発出された。23年12月に開催された第6回本部会合においては、拉致問題の解決なくして日朝の国交正常化なしとの基本方針を堅持しつつ、8項目の本部長指示の方針に沿って、政府一丸となって取り組むことを確認した。また、拉致問題対策本部の体制強化を図るため、関係府省連絡会議の下に分科会を設け、順次開催している。（第6-8-①から④まで）

第7 治安再生のための基盤整備

【地方警察官等の増員】〈警察庁〉

平成24年度において、警察庁職員の増員（132人）を措置するとともに、サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築、一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制の強化及び原子力関連施設における警戒警備体制の強化を図るため、地方警察官の増員（626人）を措置した。（第7-1-①）

【海上保安庁職員の増員】〈海上保安庁〉

平成24年度において、大型巡視船への運用司令科の設置による緊迫化する我が国周辺海域の国際情勢に対する対処能力の強化、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化等、海上における治安対策を強化するため、現場要員等の増員（200人）を措置した。（第7-1-②）

【安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラムの実施】〈文部科学省〉

平成22年度から、犯罪・テロ対策技術等の安全・安心な社会の構築に資する科学技術について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる事業を実施している。（第7-1-⑫）

【DNA型鑑定体制の強化】〈警察庁〉

平成22年度において、急増するDNA型鑑定需要に対処するため、警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に要する資機材を整備した。23年度には、北海道、埼玉県、大阪府及び福岡県の4道府県警察にDNA型鑑定の大量一括処理装置を整備したほか、DNA型鑑定及びデータベースの活用等に関する取組を強化するため、警察庁に「DNA型鑑識官」及び「DNA型鑑定指導官」を新設するなど、体制を整備した。

また、科学警察研究所に置かれた法科学研修所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定に関する知識及び技能の修得を目的とした研修を実施し、DNA型鑑定に係る人材育成を推進している。

さらに、被疑者に対するDNA型鑑定の積極的な実施、DNA型鑑定の迅速かつ適正な実施に必要な体制の確保等について都道府県警察に対して指示するなど、DNA型鑑定体制の強化を推進している。（第7-2-④）

【初動捜査の高度化・科学化】〈警察庁〉

初動捜査の高度化・科学化を図り、客観的な証拠を重視した効果的・効率的な初動捜査を推進するため、各都道府県警察において検討委員会を開催するなどして、各都道府県の実情に応じた初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等について検討を行っている。(第7-2-④及び⑦)

【捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究】〈警察庁〉

取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視する必要があることから、捜査手法及び取調べに関する課題について、抜本的な調査・研究を行っている。

平成24年3月には、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告に盛り込まれた提言を受けて「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、捜査手法の高度化等に向けた取組を推進している。(第7-2-④及び⑧)

【死因究明体制の強化】〈内閣官房・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・海上保安庁〉

平成23年7月、在るべき死因究明制度について検討・構築するため、犯罪対策閣僚会議の下に「死因究明制度に関するワーキングチーム」が設置され、24年7月、同ワーキングチームにおいて、「死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果」を取りまとめた。

また、同年6月、「死因究明等の推進に関する法律」及び「警察官等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が成立した。(第7-2-⑥)